

# 障害でお困りの方へ

## 障害福祉施策を紹介します Vol.3

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

市は、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな福祉サービスの提供や事業を実施しています。これらのサービスや事業を多くの人に知ってもらい、利用してもらうため、本市の取り組みについてシリーズで紹介します。

今回は、地域生活支援事業、福祉用具について紹介します。

### 1. 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて実施する事業です。

#### 【市が実施する主な地域生活支援事業】

区分	対象者
移動支援事業	<b>【内容】</b> 障害者などの社会参加のため、外出の際の移動を支援します。 (イベントへの参加、買い物、散歩など) ※通勤・通学を除く
	<b>【対象者】</b> (1) 身体障害者手帳の所持者で、障害の程度が1・2・3級の人 (2) 療育手帳を所持している人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、障害の程度が1・2級の人 (4) 医師の診断書などにより、発達障害があると認められた人
日中一時支援事業	<b>【内容】</b> 障害者などを日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を提供するため、障害者などの日中の活動の場を確保します。
	<b>【対象者】</b> (1) 障害支援区分で、区分1以上の認定を受けている人 (2) 障害支援区分と同程度の障害を有すると認められる障害児
訪問入浴サービス	<b>【内容】</b> 自宅での入浴が困難な重度の身体障害がある人に対して、看護師などが定期的に訪問し、室内でポータブル浴槽を使って入浴のお世話をします。
	<b>【対象者】</b> 在宅の障害者で入浴が可能と認められる健康状態であり、次の全てに該当する人 (1) 居宅介護、生活介護による入浴の利用が困難な状態の人 (2) 介護保険による訪問入浴サービスの対象でない人 (3) この事業を利用しなければ入浴が困難な状態にある人
地域活動支援センター事業	<b>【内容】</b> 一般企業で就労することが困難な障害者などに、共同作業の場を設けることで創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を行います。
	<b>【対象者】</b> 身体障害、知的障害、精神障害のある人

※この他にも、障害のある人に対する理解を深めるための啓発事業や相談支援事業、手話通訳者の派遣、社会参加を支援する事業などを実施しています。詳細は、市のホームページに掲載している「庄原市障害者福祉ハンドブック【令和4年度版】」をご覧ください。

[https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/shogaisha/post\\_729.html](https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/shogaisha/post_729.html)



### 2. 福祉用具

障害のある人の就労や日常生活を補助するための義手、義足、車椅子、補聴器などを、購入・修理する際の費用の支給や、障害に応じた日常生活用具の給付・貸与を行っています。

#### 【日常生活用具】

内容
主に在宅の障害者へ、日常生活の利便性を図るため用具を給付しています。 <b>【障害別の日常生活用具の種類(代表的なもの)】</b> ▶ 肢体不自由 便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ ▶ 視覚障害 視覚障害者用時計、視覚障害者用体温計、視覚障害者用拡大読書器 ▶ 聴覚障害 聴覚障害者用通信装置 ▶ 咽頭障害 人工喉頭 ▶ 音声言語機能障害 携帯用会話補助装置 ▶ ぼうこう、直腸機能障害 ストマ装具、紙おむつ、収尿器 ※その他の用具については、庄原市障害者福祉ハンドブック【令和4年度版】に掲載しています。
対象者
各種手帳を所持している人および難病などにより障害のある人 ※各用具により、支給要件がありますので、給付を希望する人は申請窓口までご相談ください。
申請に必要なもの
▪ 申請書 ▪ 各種障害者手帳（難病の人は所定の意見書） ▪ 希望する用具のカタログなど ▪ 指定難病受給者証など（所持している人のみ）

#### 【補装具】

内容
身体上の障害を補うための用具を購入・修理する際の費用を支給します。 <b>【支給の対象となる補装具】</b> ▶ 視覚障害者(児) 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ▶ 聴覚障害者(児) 補聴器 ▶ 肢体不自由者(児) 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ ▶ 肢体不自由児 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 ▶ 重度の両上下肢および音声・言語機能障害者(児) 重度障害者用意思伝達装置 ※原則として補装具1種目につき1個まで。 ※必ず購入・修理する前に申請してください。
対象者
身体障害者手帳を所持している人および難病などにより障害のある人 ※補装具の種類により要件があります。申請する場合は、事前に担当窓口までご相談ください。 ※更生相談所の判定が必要になる場合があります。
申請に必要なもの
▪ 申請書 ▪ 身体障害者手帳（難病などの人は所定の意見書） ▪ 個人番号確認書類 ▪ 指定難病受給者証など（所持している人のみ） ※所定の意見書が必要になる場合があります。



#### 費用負担

1. 地域生活支援事業、2. 福祉用具ともに原則1割負担となります。

※地域活動支援センター事業を除きます。

※課税の状況によって異なります。

※限度額を超えた場合は、超えた金額について負担が必要です。

#### 申請窓口・問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210 または各支所地域振興室・市民生活室

※各事業の内容や申請方法など、お気軽にご相談ください。

※申請書や意見書の様式、庄原市障害者福祉ハンドブックは、申請窓口でも用意しています。

